

議案第1号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の117の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正されることに伴い、田園住居地域内における建築等の制限の適用除外の許可に係る手数料を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）			1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
(現行に同じ。)			(省 略)		
117 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書又は第13項た</u>	(現行に同じ。)		117 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第 <u>12項ただし書</u> （同法第87	(省 略)	

だし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可

（現行に同じ。）

（備考現行に同じ。）

2 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

（現行に同じ。）

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

（現行に同じ。）

条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可

（省略）

（備考省略）

2 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

（省略）

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

（省略）